

(第二十三部)

第一回 参議院決算・労働連合委員会會議録第七号

(三五)

付託事件

○國家公務員法案(内閣送付)

○國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免に關する法律案(内閣送付)

昭和二十二年十月八日(水曜日)午後一時三十九分開會

本日の會議に付した事件

○國家公務員法案

○委員長(下條康實君) それでは只今から決算、労働連合委員会を開會いたします。

今日からの豫定を、ちよつと自分だけ考へた豫定を申上げて、御意見を承りたいと思ひます。今日會議をいたしまして、更に明後日又午後續けまして、大體その二回で質疑を終る事ができたらどうかと思ひます。それからまだはつきり決まりませんが、土曜日は内閣側と一度懇談をして見たらどうかと思つておりますが、今際藤さんにお願ひしております。いろいろな愚慮ない打合せをしていて、そうして各派の御意見を求め頂いて、月曜日からいには何とかこれに對する對策を決めなければならぬと思ひます。實は十五日までに案を仕上げることにいたしておりますので、さうな御含みでお進め願へば誠に幸ひと存じます。今日は國家公務員法案の大體章別ぐらゐにいたしまして、關係官の方から説明を伺ひまして、そつと例へばその中にあります人事院規則等につきましては、内容をお話し頂くことにいたし

まして、その都度質問をお願いいたします。先へ進みたいと思ひます。

○政府委員(井手成三君) 章別の説明をするように仰せでございまして、最初齋藤國務大臣のお話の後に佐藤法制局長官からや詳しくこの御説明をいたしておりますので、非常に重複になることを恐れております。佐藤さんが言わなかつたようなことで何か全體について申上げなければならぬようなことを特に拾つて説明して頂きたいと思ひます。

第一章は總則でございますが、この見出しに書いてございまして、この法律の目的を第一條に書いてございまして、これは書いてある通りでございます。非常に能率を尊重する。それから民主的な人事を行う。そして結論として國民に對して眞の公僕として民主的で且能率的な公務の運営を圖られることが目的である。従前の官吏制度の封建的なところとか、非能率的なところ、非科學的なところを打破いたしまして、新しい憲法の要請に對するやうな公務員制度を目的としておるのであるというのを書いてあるわけでございます。この問題が、何處かに全部現れておるか申しますと、あちらこちらに、例へば今度一級、二級、三級というやうな身分的な感じを與えることを止めてしまつて、或いは學歴というやうなものを尊重しておつたやうな仕方を止めておるというやうないろいろのところに見られております。又能率發揮というやうな部分もあちら

こちらに見られておりますが、具體的な法文に現れていないにいたしまして、その法文は抽象的なことが書いてあつても、その運営の根本はこの第一條のやうな考え方で行くべきであるというところをその條文が持つて止めを刺しておるだらうと思ひます。

第二條は國家公務員の職で、この法を直接その適用して行くものと、それ以外のものとに分類してあります。これは佐藤さんが言つたと思ひますが、いゝやうなこれは大きな意味の國家公務員法の中で、國會議員はこれは初めから外のものとして出しまして、そのあと普通の公務員ではあるけれども、一般的なこの規定で律するもの、それからそれ／＼独自の立場で特別の立法でやつて行くべきものという工合に分けて、特定のものを特別職としてここに列挙してあるやうな次第であります。

それから人事院規則の部分は御質問を承らないでこちらから申上げさせていただきます。第二條の第三項の十二號に「法律又は人事院規則で指定するもの」という工合に書いてございまして、これは第一に現業職の職員、これは労働關係調整法の八條及び第三十八條の適用について、一つの行政官制のやうなものを作つておりますが、それと關連して指定をしたいと考えております。

な、公團と殆ど同じやうな組織であります。公團と殆ど同じやうな組織であります。名前には公團と書いておられます。さういふやうなものにつきまして、これと同じやうに扱つかうやうなことを指定するにになるだらうと思ひます。

それから十三號に「法律又は人事院規則で指定するもの」とございまして、「顧問、参與、委員その他これらに準ずる」といふやうな名稱で、特殊の事務を擔當してゐる、どんな言葉が將來出ますか、参議とか、調査員といふやうな言葉が出ると思ひます。それから特定事務及び常勤でないやうな嘱託、即ち一身を擧げて本當の官吏と同じやうに務めておる嘱託のやうな者は一般職といたしますが、一月に一遍出で来るやうな特定の事務だけの調査を頼まれておるいわゆる非常勤の嘱託のやうな者をこれで指定したいと思ひます。それから三番目には行政調査部に民間から來ておられる部員のような者も、この十三號で指定したいと考えております。

それから十五號でございますが、皇太后宮大夫、皇太后宮大夫、ごういふ方はこれによつて指定をしたいと思つております。一應この條文にありますが人事院規則で指定するのは、さういふ問題であると思ひます。

○委員長(下條康實君) 第一章についてお尋ねを願ひたいと思ひます。

○山下義信君 特別職に法制局長官をお加えになりました理由、これは政治性もなく、一般職でいいのじやない

かと思はれるのでありますが、次に第七號で各省次官の程度に止めて置く理由、これは少くとも局長或いは課長級まで擴大してはどうかという意見もございまして、御所見を承つて置きたいと思ひます。

それから第十七號の中に檢察官がないのでありますが、檢察官が省かれてあります理由、以上であります。

○政府委員(井手成三君) 先ず特別職は、従前の政務官でございまして、こゝで七號の各省次官を除きます。八號までは大體従前の政務官、さうして秘書官之もさうでございます。今回の國家公務員法の建方として、これを落しどれを入れるかといふのできつたりとした筋はないのでありますが、大體どちらかに引きつけるべきか、一應一般職として置いて、後の方にございまして、附則の十三條にございまして、一般職に取入れて置いて、特別を作つて行くというやり方もございまして、それから特別職にして置かして、特別職の立法でも、全然國家公務員法から外すのではなくして、國家公務員法の相當部分を準用して行くといふやうなこともあらうと思ひまして、その色合はま／＼にならうと思ひます。その第一の政務官のグループは、一應現在の政務官として考えられておるやうなものを全部拾ひましたので、官房次長は現在の制度では政務官、即ち國會議員の兼職を認めております。併しこれはさういふやうな仕事を

果す部分を非常に持つておりますので入れたのであります。法制局長官は現在國會議員の職を認められております。すべての資格において、いろいろの點におきまして現行制度が官房長官と同じになつておりますので、これを取敢ず随便いたしました。併し法制局の問題につきましては、尙現在ともかくすべての行政機構は労働省のような先日できましたものは別といたしまして、従前の勅令でできております行政機構は、來年の五月二日までしか效力を持たないことになつておりまして、行政機構の根本的改組を豫想いたしておりますから、そのときに十分なる検討をしたい。それまでは従前の政務官は一應従前の通り特別扱をして行きたいと考へた次第であります。

次に各省次官でありますがい、いわゆる事務次官を特別職にすること自体につきまして相當研究を盡した次第であります。御承知のように今度の公務員法の適用になります職は、すべて嚴重なる資格を要求いたしてあります。従つて何といひますか、いわゆる内閣の政務を参透させるという意味において、次官までも一般職にしてしまひまして、きつとした資格でなければ探れないというようになつております。いわゆる政府から事務への橋渡しがまずいという意味において、次官をこのようにいたしました。併し自由任用の範圍を、これは特別職になりまして、果して全部資格を外しますか、どういう程度になりますか、まだ決まつておりませんが、いわゆる自由任用にすべからぬという事になつて來ると、各省次官のところよりものと下のところへ持つて來るということは、むしろ

この法の考へておる、しばしば誰か説明して誤解があつたようでありまして、如何なる内閣においても最も忠實に命ぜられたまふものをやつて行こうというのには、次官で區切つて、下は資格できつと決めて行つた方がいいということに、これはどの邊がいいかということになりまして、先ず次官というところまで止めたのであります。それから檢察官の問題であります。これは一應大きな分類からは行政官と考へられておるわけでありまして、但し、司法事務に關係がある官吏でありまして、憲法には檢察官に關する事項が司法の章に多小顔を出してあります。そんな關係でこれをどちらにするかというところは、十分議論のあるところと思ひますが、私どもは檢察官につきましては、一應一般職に入れて、そうして特別を十三條でやつて行こう。そしてその特別は可なり大きなもので、特別職に非常に近いような結果のものになるだらうと考へております。

○山下義信君 落して置きましたのでございませうが、九號の「建設院の長及び終戦連絡中央事務局の長」、こうあります。これは特別な頭腦、特別の能力を要求いたします關係と存じますが、終戦連絡中央事務局は、長以下相當特殊の職員を要するのじやないかと思ひますが、その點は如何でございませうか。

○政府委員(井手成三君) この特別職におきまして、グループの一つに昔の親任官、今日そのままであります。それが認證官というグループをここに置き、認證官という、非常に過去のポストそのものにつきまして、一定の

このような資格がなければならぬという決の方よりも、むしろ自由にそういうストの方には任命して行く方がよろしいというので、現在取敢ずここにあります總理大臣或いは國務大臣という外の肩書は別として、認證官ということに上つておるものを二つ拾つただけでありまして、別段の意味はございませぬ。而して終戦連絡事務局には、相當いろいろ能力が必要であらう。外交事務に携つた人とか、或いは外國事情を知つておる人とか、或いは語學のできる人とかいうようなことにならうと思ひますが、それは一般のクラシフィケーションにおきまして、そういう専門的な資格を持たなければそこに入れないような分類は、恐らく職務制度が決まつてから、その要求に應ずることになるだらうと思つております。

○堀末治君 この第一條におきまして「各級の根本基準を掲げて、職員が職務の遂行に當り、最大の能率を發揮し得るようにならう」という規定がございませう。この規定がございませう。憲法の第十五條では「公務員は、全體の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」という規定がございませう。これは、或いは憲法の條章にあるか、これになければならぬけれども、ただ單に公務員は能率を上げる。職務の能率を上げるという

このその前に、先ず自分が奉仕者である。全體の奉仕者であるという心構えがなければならぬのではなからうか。私さうに思ひますので、この第一條にその心構えを語つて置くということが必要ではなからうか。現に國家公務員法に對する意見として、公法

研究會にも、そういうことがあるのであります。その研究會案としては、何かさういふようなことを規定する前文を設けてはどうかということをお願いするのでありますけれども、私は敢て前文を作つておつたこと主張はいたしません。できることならば、その前文をこの中に盛りよう、どこまでも根本的な心構えをはつきりと載せて置くということが先ず必要ではなからうか。かように思ふのであります。これが、これに對する政府の御所見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) 誠に御同感でございませうが、只今お示しの憲法十五條の條文は、すでに國家の最高法規でございませう。憲法において、何人もこれを違ふしなればならぬということと確立いたしておるものでございまして、この法律はそれ以下においてその分野を持つものでございませう。それから、ここに書いていない。又それで十分であらうかと、こゝういふふうにお説の通り考へた次第でございませう。

○鈴木憲一君 學校の教員は、一般職の中で特別な規定を設けて行くという部類に屬するものになるのでしやうか。

○政府委員(井手成三君) さ樣でございませう。

○鈴木憲一君 警察も同様でございませう。

○政府委員(井手成三君) 警察も大體において同様でございまして、目下警察につきましては、恐らく今議會に提案したいくらいのもので準備しております。基礎的にはこの法律が適用になつ、そして特別な規定が警察に關する法規であると思ひます。勿論警

察官が國家公務員として残りますか、或いはその或る部分は地方自治團體の職員になりますか、まだ決定的ではございませうが、或る部分は國家公務員として残つて参りますから、その分については今の御質問の通りになると思ひます。

○鈴木憲一君 公立學校の教員であります。これは全體國家公務員として包含される豫定であります。或いは地方職員の方の關係になるようなお考へがあるでございませうか。

○政府委員(井手成三君) 只今のところ、學校職員法というものがまだ確定した案を持つておりません。その中でいろいろ研究が積まれておまして、學校職員の人事につきまして、この人事院が或程度離れたような委員會的なものを別に作るやうな意圖もあるやうでございませう。身分は恐らく國家公務員として存続するということを目標にして研究しておるだらうと思ひます。但しまた確定的な案、少くとも内閣で相當議論した程度案になつておりません。

○鈴木憲一君 その場合に公立學校の教員のみをお考へになつておるのではありませんか。或いは非常に多數を持つております私立學校の教員等に對してはどうなりますか。

○政府委員(井手成三君) 非常に根本的なお尋ねでございまして、實は學校の職員であつて公務員になつておる者は、いわゆる刑法の收賄罪、例へば學校の入學試験に何か貰つて、いゝ加減な點數をつけた、これは當然收賄罪になる。而して私立學校においては幾ら金を取つても構はないというところは、如何にもおかしい。教員身分法という

ものによつて官公私を區別して一定の規則を定めて、特にこの條文が必要とす

で、その中から或一定の職員につきま

でなくして、今例へば顧問、參與、委

の役人の歴史と、それからこの公務法

るへ持つて来るという事は、むしろ、
ポストそのものにつきまして、一定の
家公務員法に對する意見として、公

ものによつて官私を通じて一定の規
律を作るべきだといふ意見が相當ござ
いました。併しこれは身分法の全部な
のか、今のような職務とか或いはそう
いう刑罰関係とか、そういうものだけ
を通じてそうなるか。或いは身分全體
が特殊なものになるかといふようなこ
とになりますと、恐らく今のような連
立でなければならぬ。或いはさうい
う問題が起りまして、刑法上の罪にな
るといふようなことについては、一律
にならうと思ひますが、あくまで私立
の學校の先生を國家の公務員と一緒に
規律するといふようなことにはならな
いのじやないかと思ひます。但し、こ
れは只今まだ文部省を中心にしてし
て、いろいろな機關で検討中ござい
まして、私が今日どういふ方向になる
かといふことをお答えするまでには至
っておりませんから、その邊でお許し
願ひたいと思ひます。

○堀末治君 只今の質問で、もう一遍
政府御當局のお考をお伺ひしたいと思
ひますが、今の公務員の心構へについ
ては、憲法の十五條にはつきりと規定
があつたので、それを基準としてこの
法律を作つた。これは御尤もござい
ますが、併し同じく政府の作つた法律
の中に、公共職業安定所がございま
す。この職業安定法の第二條に憲法の
條文その儘にやはり入れておる條文が
あるものであります。第二條に「何人
も、公共の福祉に反しない限り、職業
を自由に選擇することが出来る。」こ
れと同じことが憲法の第二十二條に
「何人も、公共の福祉に反しない限
り、居住、移動及び職業選擇の自由を
有する。」こゝういふ言葉がその儘載
てあるものであります。私はこの公共職

業安定所が、特にこの條文が必要とす
るのであれば、私はやはりこの公務員
法にも、こゝういふ條文をはつきりさ
せて置くといふことが非常に明瞭でい
いのじやないか。かゝるに考へるので
ございすが、如何でございしますか。
○政府委員(淺井清君) 只今のお答を
補足いたします。私が最前申しまし
たのは、憲法の條文その問題でござい
まして、その精神におきましては、九
十條に「すべての職員は、國民全體の
奉仕者として公共の利益のために勤務
し、」云々と、これに謳つております
から、これも御了承願ひます。

○小野哲君 只今は第一章に關する質
疑應答でございしますので、私から伺
たいと思ひますのは第二條の末項に
「この法律の規定は、この法律の改正
法律により、別段の定めがなされない限
り、特別職に關する職にはこれを適用
しない。」こゝういふことになつてお
りまして、特別職に關するこの法律の適
用は一應これで全面的に除外され
ておる。こゝう解釋いたさなければなら
んかと思ひます。しかるところ第二條
の第三項の第十二號及び第十三號にお
きまして、現業廳、公團その他これら
に準ずるもの職員、及び顧問、參
事、委員その他これらに準ずる職員、
これら特別職として一應規定されてお
るのであります。法律又は人事院規
則で指定したものは除く。こゝうい
ふことになつておりますので、從つてこ
の第二條の末項と第三項の第十二號及
び第十三號の關係におきましては、政
府の御説明を伺わなければならんと思
ひますが、私の感じでは改正法律で別
段の定めをしない限りは特別職にはこの
法律の適用はない。こゝうあります

で、その中から或一定の職員につきま
して、これを一般職としてこの法律の
適用を受けるような状態に第三項第十
二號及び第十三號においてしよう。こ
ういふ意圖があるように思ふのであり
ますので、若しさうなことでありま
すならば、人事院規則で指定するとい
ふのでなくして、法律でもつて指定す
るのが妥當であらうと思ひます。この
點について政府の御所見を伺ひたいと
思ひます。

○政府委員(井手成三君) 第二條の末
項でございすが、實はこの條文はな
くとも、結局新しい法律がその命する
ところによつて、如何ようになつて
行くわけでありまして、この條文をどう
いうわけで置いたかと申しますと、國
會議員は、この法律を改正しても、こ
ういふものを適用の中に入れてるべきで
ないといふことををはつきりして置く。
特別職は、國會の協賛を得て法律を出
すならば、これも一般職と公務員とい
ふ立場は同じだ。場合によつては、法
律改正によつて一般職の方に持ち込む
といふことを表さんために書いたのだ
でありまして、この末項自体はなくて
も結局同じであるわけでありまして。た
だその精神は、特別職と言ひ、一般職
と言ひ、法律の動かし方によつて法律
が違つた態度をとるならば、これは一
般職として動かして行くといふことを
示しておつたと思ひます。こゝうして特
別職を一般職にして置くといふことは、
は、いぢやないか。法律があるべきが本體
ではないかといふ、今も小野さんの仰せ
であります。十二號と十三號の問題
であります。實は若し我々が法律的
な表現が上手であれば、法律又は人事
院規則で指定するといふような書き方

でなくして、今例えは顧問、參事、委
員……今後どういふものが出るか存じ
ませんが、専門員、調査員それから常
勤でない嘱託或いは民間から來た行政
調査部の職員、全部を列挙することが
できれば列挙したいところだつたので
すが、これはむしろ列挙がでない。
現業廳、公團云々と書きましたが、
公團といふ名前で特別調達廳といふよ
うなものができました。又同様のもの
がこれからできるかも知れません。そ
れがいろいろ書けなかつたものであり
ますから、一應その具體的の指定を
法律又は人事院規則で決めたのです
が、その決まつたものが特別職であり
まして、その決まつたものをどうい
うしやうといふような觀念でなくて、定
義の仕方と言ひます。初めからこの
規定の仕方が苦しいのでこゝういふこ
とをしたのでありまして、ちよつと末項
とは違つた積りでございします。その邊
は非常に説明がしにくいのですが、御
了解願ひたいと思ふのであります。

○飢足計君 さつき堀委員の間があつ
て、それに對するお答えがあつたこと
に關係するのですが、第一條の問題
で、公務員と國民との關係についての
根本規定がどうしてないかといふ堀さ
んの間に對する答がありまして、その
ことについては九十五條に「すべて職
員は、國民全體の奉仕者として」云々
といふ規定があるからといふ答で堀委
員が承服されたかどうか分りませ
んが、私も同じような意味でお尋ねし
たいと思ひます。それは第一條の文句を
見ますと、最大の能率を發揮する云々
とか、民主的且能率的な運営とかさ
ういふふなことが書かれてあるので
すけれども、このことは日本の今まで

の役人の歴史と、それからこの公務法
案が今こゝへ上るようになった事情と
を考へて見れば、國民の公僕としての
公務員の自覺意識の昂揚乃至その義務
感の宣明と、さつき堀委員が言われた
さういふことを書くことなしに、能率の
問題だけを文句として並べるとは、
法律の言葉として而も第一條へ持つて
來ることは、非常に滑稽に受取られな
いかどうか。さうして成る程九十五條
のところは職員の問題でありますけれ
ども、これは第七節の職務の最初に出
て來ております。しかしながら國民全
體の奉仕者として、一部の奉仕者でな
く、いわゆる從來の役人といふものは
すつかり改められねばならぬといふこ
とこそ第七節のつづきの九十五條に
持つて來るべきでなく、國家公務員法
の第一章總則の第一條に持つて來られ
ねばならないと私は考へますが、何故
能率云々だけを掲げてその根本規定を
持つて來なかつたか。その不適合におか
しさを感ぜないか。又何故これを第一
條に持つて來なくて九十五條へ持つて
行つて、そこにあるから、それでいい
と思はれるかといふことが、第一の私
の問です。

それからその次は、特別職の中に十
五に、「宮内府長官、侍從長及び侍從
並びに法律又は人事院規則で指定する
宮内府のその他の職員」といふ事項が
ありますが、何故宮内府關係の職員は
特別職でなければならぬか。何故一
般職であつては困るか。宮内府關係の
職員の場合には、内閣總理大臣、國務大
臣なんかにその間にはやはり取扱の差別
があるんではないかと考へますが、そ
れがあれば、つまり特別職内における
國務大臣その他の差及びこれが一

般に一般職であつては何故ならないか。殊に宮内府というものは、今まで非常に長い間、極めて特別職的に扱われて來ておりまして、そこから様々なる問題が出て來ておる。それですから、これは具體的の調査を見せて貰わなければ細かくは言へぬことでありますけれども、特に宮内府關係の面は、一般職として扱つて明朗に民主化しなければならぬと私は考えるのですが、その點を御説明願ひたい。

○政府委員(淺井清君) 第一のお尋に對してお答えをいたします。公務員が國民の公僕であるということは公務員の職務上に與えらるべき心構えであると存じます。故にこの法におきまし

ては、服務の根本基準の最初、即ち九十五條にこれを規定したわけでございます。これに對しまして、第一條はこの法律の意圖する目的でございますからして、この法律の目的と服務の根本基準、この二つの違つたところがございしますから、この法案のように取扱いをいたしますから、この法案のようには計らいました次第でございます。但し、御説の點については誠に御同感に存じまするが、ただ立法技術上こういうふうになつておる次第でございます。

第二のお答につきましては、法制局次長から御答辯申し上げます。

○政府委員（井手成三君） 特別職に官内府長官以下を掲げました理由を申し上げます。

先程申上げましたように、特別職に入れましたグループに、昔の親任官、今日の認課官というグループを挙げました。この程度の地位の人について、一定の資格が要るとか、その俸給を能率によつて上げたり下げたりするとい

うことは如何にもそぐわないので、認
證官に當るような人は、この特別職に
したわけであります。従前でも、今日
の認證官であります、宮内府長官と
か侍從長はさようにあります。而して
侍從長及び侍從につきまして、又先程
人事院規則で多分指定になるだろうと
申しました皇后宮太夫とか、皇太后宮
太夫という方がありますれば、お身の
廻りをお世話するのが、これは公的の
面ではありますが、中心でありまして、
いわゆる、言葉が悪いのですが、天皇
陛下とかそのお近い方の秘書のような
役でありますから、秘書官を特別職に
掲げたと同じような意味で掲げた次第
であります。

他の一般の従前の、國の官吏、従前は宮内府の官吏と一般の國の官吏と分けておりましたが、新憲法實施後は一緒になつております。勿論その職務の性質上任用資格等につきまして、具體的な場合において變つたデータも出て参りますが、扱ひ方の基準につきましては、兩者別段に區別はいたしておりません。

○帆船計君 お話を聴きますと、問題が特別職全般に亘つてきますが、特別職というものをどこで仕切りをつける、先刻第七號の各省次官で線を引くかということも、部課長まで下げて線を引くという御説明がありました、あの説明は分りますけれども、併し國家公務員法の立法精神から言いますと、認證官だからという様なこととか、一つの基準にして、或いは基本的な基準にして線を引くことは、技術的な一つの便法としては分りますけれども、立法の精神を活かすやうなものともちやんとした、ちやんとしたと言ふ

と、外にもつと適當な言葉があるでしょうが、ちゃんとした法的な分類と言いますか。そういうものが出てくることに必要なように私には感じられるが、法理論的にはよく分りませんが、若しそうであれば親任官で線を引くとか、認證官で線を引くとかいうこととか、らくる事柄の誤解、混合が防げると思いますが、そういう適當な規定を本來的な規定をここにはつくり入れられるお積りがあるうかなかりうかということをお伺いしておきます。

○政府委員(井手成三君) 私の説明の仕方が大雑把だったので、非常に失禮いたしました。認證官だからやるといふよりも、認證官になるようなポストが、なに故に認證官にしてあるかというところに遡るわけであります。一般職にしますと、大體御覽のような競争試験でやつていく。選考もあります。が、いわゆる任用名簿から五人を出してやつていくというような、大體原則になつてしまふわけあります。

大體認證官、昔の親任官でありますが、各省大臣とか、建設院總裁とか、宮内府長官とか侍從長というような格のお方は、結局そういう相當の名簿を出して、その中から競争的に選ぶとか、その人の能率が良いから月給を上げるとか、下げるとかというよりも、もつと違つた角度から任命されていきますし、官紀が維持されていく。そういう人だから認證官が一面において特別優になつて表われたのである。認證官というなにか形に表われたメルクマールを擧まえて、そこでラインを引くまゝいうのは非常に悪かつたのであります。認證官という官の内容が、一般職には向かないということと丁度一致し

たという工合に堀り下げて御了解願
えと非常に有難いと思います。

○堀末治君 この法文に官職という言葉があります。この官という言葉については先般も吉川委員から御發言があられたと思ひますが、これは或いは私共古い觀念に囚われてさういうふうに思ふうのかも知れませんが、なんとなしに權威的な官尊民卑のことに感じられるのであります。嘗て監獄という言葉がよろしくないといふので、刑務所に改められたといふこともございました。

し、尙今度のこの職業安定法案の中に、やはりそれと似たような問題があります。職業安定などと言うと誠に分りにくい言葉で、そのため各方面に随分誤解ができておるので、元の紹介という言葉を使つたらどうかということが委員の中から出たのであります。これは或方面から成るべく古い封建時代に使われた言葉は使わない方がよいといふようなことで、非常に分りにくい言葉だが、安定という言葉を使つてお

るのだ。こういう御説明を聞いて、成る程と思つたのでありますが、特に今度には在來の官吏制度に向つて本當に根本的な改革を加えていくことでございますから、なにか官という言葉に適當な……私自身は適當な言葉を持ちませんが、もう少し今までの古い氣持がさつぱりと捨てられるような言葉がないものでございましょうか。そういう點に對するお考を伺いたいと思います。

○政府委員(井手成三君) 法文作成の技術的な責任に當つておる法制局として、最近の法文が非常にすまい、もつとよい表現がないか、かような御叱正を受けるたびに、肩身を狭く感じておる次第であります。元氣回復と。

う言葉が出て来てこの間も衆議院で、
もつと違ふ言葉に直せといふことを仰

しやいましたが、私共は一應今御質問の
ようなところは全部検討いたしてお
ります。非常によい言葉はないだろ
うかというので、實は苦しんだのであ
りますが、ただこれが職という言葉だ
けでは、如何にも何と言いますが、
國家に繋がつた職務の職ではなくて、
全部のものが入つてくるようで、こ
れを國民學校を出ただけの人が見た
場合言つては、
に、官職という言葉が非常に封建的な

感じがするから避けて、なにか違ふ言葉に變えるということから得る利益と、なにか分りにくいという弊害と比べて見て、満足ではありませんが、この言葉を使用してしまつた次第であります。今なにか自分にも意見はないと仰しやいましたが、確かに私共としても非常に良い言葉であつたとは思つておりませんので、この邊はなにかお教を願へれば、或いは議會でお考を願へれば結構だと思います。

○委員長(下條唐君) 別段御賀疑がございせんければ、第二章人事院に移ります。人事院のところは大分長いようですから、第十五條までを第一回として、即ち設置、職員、人事官、官誓及び職務、任期、退職及び罷免、人事官の彈劾、俸給、總裁、人事官會議、事務總局、その他の機關、事務總長、人事院の職員の兼職禁止、ここまでは大體人事院の構成のことが書いてあり

ますから、これまでを一應……。

○政府委員(井手成三君) 十五條までと申しますと、この人事院の大體組織、機構のことであらうと思ひます。この國家公務員法案の一つの大きな明目は、人事院の設立でございます。と

うして一つの眼目は職階制であろうと思ひます。その意味におきまして、人事院につきましては、この法案としましては可なり重點を盡して規定いたしております。内容の細かいことは、たびたびお答えをいたしました。又佐藤長官から申上げたと思ひますので、大體どういふ行き方で書いておるかという點であります。これは成るだけ公正に、そして情實に囚われないように、そしてあまり政府と遊離しないようにといういろいろ／＼な違つた要求、或いは場合によつては異なつた方向に行く要求を調和せんがために苦心をいたしておる次第であります。例えば人数が多い程、人を選んだり、任用方法を決めて行つたり、そこで職階の分類をして行つたりするに公平になる。公平になりますと、責任がぼけて来る。仕事に綿密に行かないというような點から、會計検査院と同じように、三人というところで、敏捷性、責任性、公平性、慎重性というものを調和しておる次第であります。

又人事官は、できるだけ時の内閣の具體的な好みというふうなものには盲従しない。併し内閣の施策を進行するのには、最も都合のいいような人事組織をして行かなければならぬというふうな、兩面の違つたものを調和するようになつておられます。又身分は非常に保障して、自分が正しい、中正な人事をやつて行く中心になるということとを要求しております。一面その任命については、普通のやり方でなく、國會の議決を煩わす、或いは又その罷免についても、國會の方に御厄介になるというふうな、いろ／＼なやり方を決めまして、その要求を満たそうとしておる次第であります。

それから人事官の善し悪しが、この運営に殆ど決定的なことにならうと思ひますので、人事官たる者の資格を非常に事細かに書きました。其點が先日も來も政黨關係から少し極度に窮屈過ぎるじやないかという様な、いろ／＼な質問も受けておる次第であります。中正であつて、そして又何と言ひますか、常識的なことに行かなければならぬというふうな、すべての角度を何とか満たそうというものが、この考の趣旨であります。

それからこゝまでの間では、人事院規則というものは、御説明するようなもの、第四條に「政令」というのがありますから、ついでに説明して頂きます。これは政令は、事務總局に入つて來ます職員、そのほか地方に職員を、試験、その他のために置きたいと思つておられます。それから五條五項、「人事院規則の定めるところにより、人事官となることのできない」と書いてあります。これは政黨法というものがはつきり委が決して参りませんが、政黨の範圍、それから役員、どの程度のもを政黨と言ふか。例えばこの頃問題になつておられます政事結社というふうな言葉もあります。どういふ程度のもが政黨になるかというところを、政黨法と睨み合はしてはつきり書きたいと思つておられます。それから六條へ行きまして、宣誓書の形式のようなものを人事院規則で決めたいと思つておられます。それから七條の二項、人事院の官職以外の官職に就く、これは一定職種、例えば純技術的な職種、何えは非常に語學ができる人であつて、その人を特に通譯に使ひたい。技術的なもので、その政策に關係しない。或いは人事院にいたときのアンデュー・インフルエンスを及ぼすようなものでないということを書きたいと考えております。

それから八條の二項の但し書に、「人事院規則の定める場合において、内閣は、ただちに、これを罷免する」とこれはもと／＼三人のうち一人、甲なる人が或種の政黨に入つておられます。あとの二人が急に入つて來たといふときには、前の者はもう罷免する必要はないので、あとの二人を罷免するといふようにすればいいので、いよいよ國會に掛けなくても、前から入つてくる人はその儘でいい。それがいろいろのバイエティーがあると思ひます。そのコンビネーションを書きたいと思つておられます。それから十三條の二項ですが、先程申しました試験事務とか、エリジブル・リストの地方的な作成をやらせるのに、いち／＼東京まで出て來るのでは、九州の役所の方からなどでは能率が擧げませんから、その事務所を置くので、事務所のできる場所とか、分掌事項というふうなものを書きたいと思つておられます。

それからちよつと言ひ忘れましたが、一、二の前の十二條の三項、六項に「人事院規則」という言葉がありますが、これは會議に關する内部規則、招集所がどうとか、議事録がどうとかいうことを書く積りであります。

○山下義信君 人事官の任免の點につきまして伺ひたいと思ひますが、第五條に、兩議院の同意を経ることになつておられます。國會の同意ということにならなかつた理由を伺ひたいと思ひます。次は公選による國若しくは都道府縣の公職の候補者になつた者を除外せよとした理由。

第三は政黨の役員であつた者、即ち一年以前に役員であつた者をいけないうことにされまして、人事官に任命せられた後に政黨に入ることは差支えないようになつておられますが、その點は如何でございますか。

尚人事官の定員が三人に相成つておられます。而してその中の一人が總裁になる事になるのでありますが、そのうちまして會議の細則は決めになるようございしますが、恐らく人事官會議の議長は總裁が當るのではないかと推測せられます。そういたしますと結局三人の人事官のうち、一名が議長に就くといふことになりまして、可否同数のときは議長が決するところに普通なものと考へます。少し先走つて申上げて済まないものでありますが、結局これは議長になることの總裁が殆ど專斷になるのではないかと思はれるのでございしますが、その邊は如何なるものでございましょうか。伺ひたいと存じます。以上でございます。

○政府委員(井手成三君) 兩議院の同意としたのは、という御質問でございますが、これは會計検査院法の前例を踏襲したものでございします。で、今大體どういふ趣旨のものはどういふものがあるか、ちよつと調べてみておつたのでありますが、公正取引委員會の委員長、委員が衆議院だけの意思を問うことになつておられます。それから會計検査院がこれと同じになつておられます。尙先般衆議院に提案してあります地方自治委員會の委員は、ややこ

れと違つた恰好になつておりましたが、これは一應撤回となつております。で、國會にするか、兩議院にするかという點であります。此の點はいろいろ形を作るよりも、會計検査院法の前例を踏襲した方が宜しいというだけの意味でこれは出したわけでございします。それから候補者になつた者はなれないに拘わらず、人事官になつてから政黨に入る事は先ず構はないというふうになつておるのはどうかというお尋のようになつておりましたが、政黨に入つておることは、別段人事官になることの障害にはならないのであります。政黨に入つておる我々が政治的な機能を実するといふことは、新憲法下の國民として、萬八があくまで持たなければならぬ權利だと思ひます。それを阻礙するのではありません。ただ政黨でも、非常に臭いが強くなるといひます。自分の主張を強く、まあ代表的に現わすというふうなことになる。人事官の職員としては、まあ何といひますか多分、多少色眼鏡で見られてしまふというふうなことで、非常に職務がやりにくいとか、いろ／＼な點から、或程度政黨の色をはつきりしておる。その程度もいろ／＼あると思ひますが、公選による國の議員の候補者になつておるといふ様な事になつて來ますと、自分の主義主張に對して忠實であればある程、人事官としてはその職務をやるのに非常に都合が悪いのではないかと、非常に、候補者になつた人を一應除外したのであります。政黨に入つておることは、前でも、人事官になつた後でも、一向これは差支ないものであります。但し、二人あるというふうなことになります。

これは人事官の構成は如何にも一方に傾くような印象になりますので、どちらかを除いて頂く。こういう工合にいたしました次第であります。それから三人の中の一人が結局議長になるだろう。さうでございます。議長になるのでございます。で、これも會計検査院のやり方と殆ど同じやり方を取りまして、他の二人がどちらかに定めた。其ときに誰かが一票をどちらかに加えれば、これはそれに決まるのであります。議長が両方の意見を聴いた後でどう決めるか、議長の決める方に決まるわけでありまして、これはやはり偶数では決まらんじまいになる。それで奇数を要するわけです。で、非常にものと大きな数にしたらどうかということになりますと、先程いいましたように、事務が進行しない。慎重にはなろうと思ひますが、進行しない。或いは責任もばやけてしまうというところから、三人というところを選ん

で、そうして結局合議制であれば議長が必要になつて来るという結果生じて来たもので、これは運用で何とかやつて行く外はないだろうと考えております。まだ外に御質問はございましたでしょうか。

○山下義信君 政界色が濃厚になることを避けたという御趣旨はよく分るのでございます。それと兩議院の同意という點が、それでは筋が通らんではないかと思ひます。即ち言い換へますと、即ち衆議院の同意を以てよろしいという建前の文になりますと、政界色の濃厚なのは衆議院でございまして、それで人事官の同意に最も公平を期しようとするならば、参議院と衆議院とが同等の権限であるところの國會の

同意とした方がよろしいのではないかと。一方では政界色の非常に濃厚なることをなるべく避けたという御趣旨であつて、一方の議院の同意という場合におきましては、衆議院の同意を以てよろしいという建前は矛盾するやうに思われるのですが、その點を重ねて伺いたいと思ひます。

次に人事官の人員を三名としましたことにつきまして私の伺ひましたのは、三名では結局一名が議長になるのだから、可否同数のときは議長の決することによることになつて、結局一人の人事官の専斷の場合が非常に多くなる虞れがあるのではないかと。さう伺ひましたのでございまして、その點をいまだ一度お示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(井手成三君) この兩院が一致しないというときには、衆議院の決によるというところが先程來の趣旨とどう違うかというやうな御質問と伺ひました。先程言ひましたやうに、この人事官に對しては、いろいろな角度的要求があるわけでございます。それが全部百パーセントであるというとは、非常にむずかしいと思ひます。例へば人事官はできるだけ民主的に、これを現在の國民の多數の意見に聽くということになりますと、むしろ公選というやうなことがよいということになるのであります。而して又例へば事務的に迅速にこれを選ぶ。而してこの職務の資格を非常に細かく決めておりまして、國民がこんな資格でなくても、もつと廣く思ひやうに選んだらいいじゃないかというやうなことも言へると思ひますが、一面から見ても、人格高潔であり、さうし

てこういう組織に對して理解があり、人事行政についても識見があるというやうな資格を要求し、且又國民の意向を相當如實に反映して下さる國會という所を決めて頂きたいと思ひます。あります。その選ばるべき人は、そんなに政界色の濃厚でない人、それを國民の代表たる國會で見ても、さういふ人がよろしい。併し選ばれる人は、そんなに濃厚でない人というところを要求するといふやうな、相異なつた角度的要求を充たして下さる結果、さういふことになつておると思ひます。それは兩院の議決の一致をどこまでも待つ。或いはむしろ参議院で選考させたらどうかという御質問かと思ひますが、これもいろいろ御議論があらうと思ひますが、會計検査院のやり方と同じやり方を踏襲した次第でありまして、これについても、勿論いろいろ御批判があらうと思ひます。議長がやはり結局決するところになると言ひましたが、その通りであります。これは先程言ひました議長にならなくて、三人の場合、例へばA B Cとあつて、AとBが先に發言して、Cが最後にAなりBなりに加擔すれば、必ずそれに決まるということになるので、まあ先きに普通の委員が發言した後で、議長が決定するものですか、議長の方が如何にも專斷と申しますか、自分の思ひままになるように思ひますが、三人制であれば、誰か二人が先に發言し、後の者がこれのどちらかに加擔すれば、どちらかになる。これは先程申しましたやうに、大勢の人数を採り得なかつた結果、止むを得ないことになつたと思ひますが、何か山下さんの方でさういふ工合にしたらいいではないかとい

うやうな例でも御示し頂きましたならば、私の参考になつて、誠に有難いと存じます。

○山下義信君 別に名案があつて伺つてゐるわけではないのであります。併し人事官の人数をもう少し多くしたらどうかという意見は多々あるものであります。その人事官の選任の方法などは別といたしまして、今は人数の點のみで申しておるのでございまして、五名くらいにしたらどうかという意見も、民間の方で相當ございまして。多分次長も御承知だろうと思ひます。それで事務の進捗を期する上におきまして、人数が少い方がいいということの御意見も、私共よく承知いたします。これは結局水掛論になるのでございまして、五人というやうな程度ならば、少しもそれが溢滞にならん。しかも會議で決するのでありますから、會議が極めて有効に運行し得られる程度の員数は必要なのであります。今言ひが如き三名であるならば、それはA B Cの例で行きますれば、誰か一人が結局専斷ということに論議はなります。けれども、この場合には總裁と人事官とが合議制になつております。然るに實際は合議でなくて、總裁の決するということになり勝ちになる虞れがあるというところにあります。人事官會議が意味となしませんので、少くとも人事官會議で重要事項を決して行こうとしますならば、相當實否が公平に判斷し得られる程度の人事官の員数でなければならぬ。さういふことを考えますので、その邊の虞れがあらはれないかと伺つたのであります。然らばそれをはつきりしますために、五人にしますと事務が溢滞しますか。何か強支があり

ますか。その邊を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) 御答をいたしました。この人事官はこれまで日本にあつたやうな合議機關たる委員會というやうなものではございませんので、むしろ執行権を持つてゐる一つの行政官廳だろうと思ひます。さういふところにおきましては、或るべく上の方が一本に纏まりますやうな組織がよろしいかと存じます。現に會計検査院におきまして、三人になつております。先頃提案されておりましたところの自治委員會の制度におきまして、三人となつております。アメリカにおきましては實例を見ましても、この人事行政機關は三人若しくは一人となつておりますので、先ず三人の程度でよろしいかと存じた次第でござい

ます。

○千田正君 先程の山下委員からの御質問の中の人事官の任命について、衆議院が同意し、参議院が同意しない場合においては、日本國憲法の第六十七條第二項の場合により、衆議院の同意を以て兩院の同意とするという問題について、政府當局の御説明によると、會計検査院の案をそのまま移植してやつておるという御説明であります。この度の國家公務員法案におけるところの人事院は、未だ皆て日本の行政機構になつたところの最初の重大なる機構なるが故に、特に慎重に審議して頂きたいという點は、最も重要なところの人事官の任命については、或意味においては政界色をも織り込んであるというところに、私は今後人事官の任命に對する矛盾があると存するのであります。先程のお話の通り、今後の衆議院はおそらく政黨を基

た

た

た

礎としたところの衆議院の大多数を以てこれを同意するでありましようが、参議院は、少くとも我々としましては、全國民から選ばれておる立場からいつて、至平至公なる立場において、人事院は決定されるものであるという信念の下に立つておるのでありまして、この點においては、必ずしも會計検査院の法則そのまゝをこの人事院の規則に當て嵌めるといふことなしに、日本の新しい國會において、最も重要なところのこの國家公務員法案の人事院の規則を決定するに先立ちましては、むしろ政黨色のようなものが將來現れて来るのじやないかという我々は危懼を持つてゐるのでありまして、この點はむしろ参議院も共に同意した人でなければ、人事官に任命することはできないというふうなはつきりした法則を考へて欲しいといふこと、参議院の一員として私は要望するものであります。

○山下義信君 只今の問題につきまして是非とも國務大臣の御所見を伺いたいと存じます。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 政府委員の答になつた通りでありまして、少しも私としての異見を持つていないのでありますから、さう御承知を願ひます。

○山下義信君 参議院と衆議院と兩院の同意の方が公平という點におきまして、且又兩院が同意をいたしますというところになれば、人事官の立派さというものが、一揮やくわけでもございまして、衆議院は同意したが、参議院は同意しなかつたという場合より、は、より以上最高人事官の、而も第五條に要請されておるような立派なる人

であるといふことの國民の信頼感、安心感という方が強いように考へられます。これは豫算案その他のようなものと違ひまして、全くこれは全國民の輿望を擔つたといふような人であるべき建前に、この第五條の精神もなつておりますので、國會の同意と言つた方が、非常によいのではないかと考えますので、お教を願ひたいと存じます。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 結局、これはもう意見の相違でありまして、山下さんの御意見は立派な御意見ですが、又憲法におきましては、やはり衆議院と参議院と大分どうも區別しておりますから、その線に沿つて、こゝう規定が現れたらと思ひます。これ以上はもうお互の見方でありまして、さうに御承知を願ひます。

○栗山良夫君 先程人事官の三名の問題について、山下委員からお話がございましたが、政府の方の御答辭を伺つておりますと、結局人事院をして如何に敏捷に、而も如何に民主的に、如何に公正に人事を行なわせるかといふことについて、三人が最も適當なものである。こゝういふ御回答のように伺つたのであります。併しながら先程の兩院の會合いたしましたときにおける委員の意見の中にも、やはり公法研究會の人の唱えられた中には、更に民主的な而も公平な人事を行なうためには、人事管理委員會のようなものを更に設けるべきであるといふようなことが唱えられたと思ふのであります。又全官勞の協議會の方の意見の中にも、人事官は少くとも一人は公務員から公選すべきである。こゝういふようなことが言われております。このことは公法研究會の

方でも、やはりさういふような意見が出ております。又更に掘下げて考えますならば、全官勞の、三人委員會の如きは止めまして、やはり一つの委員會制度を以ちまして、さうして政府公務員並びに民間からそれ／＼選定な人を選びまして、さうして委員會機構によつて民主的に公正に運用したい。こゝういふようなことが強く主張せられておることは皆さん御承知の通りであります。これもやはり見解の相違といふようなことを、先程齋藤國務大臣が言われましたが、同じような筆法を以ちまして、或程度結論づけられるかも知れませんが、現実には只今作られて民主的に進行場合には、この委員會制度といふものが如何に各方面に多數採用せられ、且これが民主的な發展のために強く國民から期待されておるかといふことは、これ亦自明の理であります。従つて國家公務員法案を立案せられた當局としては、おそろくこの案が最上の案であるといふ、こゝういふ工合に自信を持つておいでのことと私共も伺えるのでありますけれども、この自信を持たれたまはしたところの案に對して、更に多くの進歩的な案が出されてゐるというところについては、私は政府當局においては、更に一考も二考も煩わさなければならぬ、こゝういふ工合に思ふのであります。この點についてこの法案をお作りになつてから後に、こゝういふ意見が出たといふことについて、どこのような考え方ををお持ちになつてゐるか、この點を伺ひたいと思ふのであります。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 先達ての公法研究會を謹聴いたしておりましたところ

が、民主的という言葉がしばしば現れて、この公務員法を民主的にするがためにこれ／＼にしたらやからうといふような御意見がありました。これは程度問題でありまして、私の見るところによりまして、この公務員法は、やはりさういふような趣旨を十分酌んで、人事官の選定につきまして、或いは職階制のことにつきまして、相當に民主的になつておるよりに思ひます。或いはこれは官僚の温存であるといふような言葉が出ましたが、何處が一體官僚の温存になつておるかといふことを私は疑つておりますが、官僚の温存を排除するがために職階制といふものができまして、將來の官吏の採用方法を、これまでは官立大學本位で高等文官試験もできておりましたが、さういふことはすつかり排斥いたしました、廣く試験を公開して、どんな種族の人でも試験に及第すれば採用することができ、こゝ程の民主的のやり方はないと思ひますし、どうも公務員法が官僚の温存である、といふ點がどこにあるのか、私共實はその事實について分らぬのであります。要するに我々においてできる限り民主的にした積りでありますから、これも民主主義を擴張しますならば、どこまで行けば御満足が行くか分らないのであります。こゝういふことになりましたら、この公務員法はその基準にさう背馳しておるとは考へておらぬのであります。それを一つ御承知を願ひたいと思ひます。

○栗山良夫君 そつちいたしますと、國務大臣のお話は、結局先程私が申し上げましたように、あらゆる角度から研究

して作られたところのこの人事院の機構なるものはベストのものである。政府が考へておるものはベストのものであつて、その後に各方面から、具體的な問題として論議され、研究されて出て來ておるところのいろ／＼な提案といふものは、殆ど取るに足らないものである。こゝういふような工合に極言されたとは何うのであります。若しそつちだといひますと、これこそ政府が今まで取つて來られたと同じやうに、民間の委員會の聲を大きく取り上げて、さうして民主的な法律を作り、民主的な行政を行なつて行くといふことを言つておられたが、それとやや背馳いたしました、やはり獨斷的な考え方そのものが、こゝういふ工合に法則となり、或いはそれが行政の部面に現れておる。こゝういふ工合に私共考へて、非常に今後の運営について危懼を懐くものでありまして、もう少し端的に、折角いろ／＼な方面の意見をお聴きになつたのでありますから、さういふものを御研究相成つて、さうして取り入れるものは端的に取り入れる。こゝういふような工合にお進みになるのが僕は至當ではないかと、こゝう考へるのであります。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 御説について、別に變つた考もつておりませんが、やはり御同意であります。でありますからして、この法案そのものにおいて非常に缺陷がある。非民主的であるといふようなお考でありますならば、國會の機能を以て、その意見をも御貫徹になることもできると思ひますが、政府といひましては、この法案そのものにおいて十分に民主的な目的も達することができて、これはもう政

い権限に差を附けたのでなくして、特に内閣総理大臣の指名という、一日も國家の行政の首班を空席にしておくということができないという非常の場合でありますので、衆議院がどちらか決定権をなければ困るというので、衆議院を優先にしたというので、なにも衆議院の方が優先であるということは決してないことは國會法を見ても明かんであります。先程の説明からいまして、これだけ制限を設けてある人事官を、どうして一項、二項と並べて書かなければならぬかという問題、次には第七條であります。日本人はとくに非常に情實に負けやすい性質をもっていることは、お互い認めざるを得ないと思うのでありまして、先ほど千田委員から舊陸軍の人事等の問題が述べられました。古い陸軍の例からいまして、特に主計の將校などというものは、きわめて短時日に、その地位を更替して他に轉任するということを、私は實際に見ておるのであります。それをここに十八年という年限がありまして、何も特に十八年を定めなければならぬというのではないが、併しこうした重要な人事官というものが、十八年も勤められるということになれば、必ずや情實の弊をこに生ずるであらうと、私は案じておるわけでありまして、この點についてこの半分とか、つまり任期三年、二回の改選、合計九年ぐらいに直すところの御意思があるかないか、この點をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(井手成三君) 先の衆議院と参議院の問題でございますが、立案の経過及び考へ方は、先ほど来、述べた通りでございます。それに對していろいろ批評が勿論あると思ひます。これではなければ全然違つておるといふことは、勿論申せないと思ひます。あります。この點につきましては、齋藤さんよりお答え頂きましたが、それ以上に私共がお答えするものは、何もございませんで、この點は先程來の答でお許し願ひたいと思ひます。それから六年と十八年でございするが、これは情實に走るというふうな點から言ひますと、できるだけ短かい方がいゝのであります。併しこれは從前のいゝ／＼な官公署といわす會社といわす、人事をやつておる人が可なりテクニクと言ひます。技術的なものもあり、一貫した方向を持つておるという長所もありまして可なり官公署を通じて、人事の人は相當讀いておる。そうしていい場合も相當あるじやないかと思ひます。十八年としましたのは、三回まではできるということを書いたのであります。假に三十五になりまして、非常に優れた人でなければ十八年まで行くというところは、恐らく望まれないだらうと思ひます。この點も三年でいいじやないかと仰せられますと、勿論三年で悪いというところはないと思ひます。この邊ではいいじやないかと思つて出した次第でありまして、見方によりまして勿論違つた考へ方もできる。これでなければならぬという絶對的なことは勿論ないと思ひます。唯政府の方でいたしましては、この邊でやらしていいじやないかという考を以て、この規定を出した次第であります。

○栗山良夫君 第四條に「その他政令を以て定める職員」とありますが、これはどのような職員を御決定になつておるか、ちよつと伺ひたいのであります。と申すのは總裁、人事官、事務總長に對しましては、第五條以下に嚴正な任免その他の規定がなされておるのでありまして、恐らく人事院における職員といふのは、極めて重要な職責を持たれることと思ひます。そのうすれば當然こういふ法を以てこの職員を定めるべきであると私は確信するのであります。ここにそのう重要な職責のある人が、若し政令で定めることになるとすれば、それに訂正を願わなければならぬ。私は思ふのであります。一應政令を以て定める職員の御決定を伺ひましてから、改めてこれは意見を申述べべきものではないかと思ひまして、御質問申上げのわけであります。

○政府委員(淺井清君) これは普通の事務職員のことでございします。そこで事務職員一般の例に従ひまして、政令を以て定めるといふことにいたしましたので、これは普通一般職に屬します事務職員でございまして、只今仰せのうに、特にこの人事院の事務職員が、他の行政各部の職員よりも重要である、と、さういふことはないと存じております。

○中野重治君 この第五條の「人事官は、人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の處理に理解があり、且つ、」云々と云う言葉がありますが、この中の「人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の處理に理解があり、且つ、」これだけが私は無駄な言葉だと思ひます。センチメンタルな笑止な言葉だと思ひますが、これを削るお考はないか、少くとも削らう、こゝういふ私の考に、考としてでも賛成が願えまいかというところ、この全部が無理ならば、せめてその中の「人格が高潔で、」といふことだけは、是非我々日本人の見識において削らなければならぬと私は考へますが、削るやうな、少くとも削つてもよいというふうな肚がおりになるかどうかをお聴きしたい。それから特にそのことを申しますのは、前に能率本位とか何とかいうことがありましたし、第二十七條では、人事官の問題ではありませんが、政治的見解による差別を行わないという項目が出ておるやうな、さういふことに照し合せて、文句自身が極めて非能率的でもあるから、是非削つて頂きたいと思ひますが、その點についてお答を願ひたいと思ひます。それから第六條の人事官は、任命後最高裁判所長官の面前で宣誓書に署名してからでなければ仕事が出来ない、ということでありまして、これは人事官は最高裁判所長官の面前で、誰に向つて何を宣誓するか、その内容でせう。それをお聴きしたいと思ひます。さうして又さういふ宣誓をなせ人事官が行なわねばならぬのか、これは外に書いてあるかも知れないのですが、今ちよつと分りませんから、外にその理由を、中味が書かれてあれば、それをお示し下されば結構であります。それから第七條の第二項といふことになりましたが、「人事官であつた者は、退職後一年間は、人事院の官職以外の官職に、これを任命することができない。」但書はありますが、この理由、これは或いは前に説明があつたかも知れませんが、私聽いて

おりませんので……といふのは人事官は、今非常にやかましい議論がありまして、非常に大事なもので、誰が見ても公平な人だ、而も私はそれを削つて欲しいと思つておるのであります。第五條の規定によれば、人格が高潔で、云々といふ、こゝういふ人が退職後一年遊んで、人事院關係以外の仕事をしたらならぬといふことですが、こゝういふ人が若し本當にさうであるならば、さういふ人間をあらゆる行政の面、仕事の面で日本は今必要としておるんですから、こゝういふ東縛をどういふ意味で加えるか。私には理解できないので、これを明らかにして頂きたいと思ひます。それから今度は戻りました、第五條の中の例の政黨の問題ですが、これで「政黨の役員であつた者は任命の日以前一年間に於いて、」……こゝういふ人は、「役員であつた者」は人事官になれない。併しなつてから任命された後政黨に加入することは自由だ。これは決して束縛しない。こゝういふ御説明がありました。その限りにおいては分りますが、政黨の役員であつた人が過去に過つたなれないといふこと、それから任命されたから政黨に参加してもよいといふこととの繋がりはどう説明されるのかといふこと、それから更にその背後の問題として、どうも先程からの問答を聴いてみますと、この法律の下書を作つた人達は、政黨といふものについて間違つた考だと私は思ふんですが、こゝういふ考があるようにとられるのです。こゝういふことを一應お聴きして置きたい。それは今日政府委員の言葉では、政黨色といふのはできるだけ排除したい。

それは政黨の政策、主義、主張に忠實であらば、工合が悪くなるという、こういう説明もありましたし、前回の時でしたか、これは人事官でなく一般の公務員の場合ですが、公務員として専心するには政黨の色眼鏡で見ることがないように、色眼鏡で事を處置することのないように、會計検査院とか裁判所なんかも引合に出されて説明されたのですが、そういう説明を聞いていますと、政黨或いは政黨の人達がその主義、主張に忠實であるということ、或いは人事官として行政の面で仕事を公平に人民のためにやるということと基本的に背馳する。政黨の人達がその主義、政策に忠實であるということは、一部の人間のために忠實に働いて、多くの人のためには不忠實に働く、政黨というのはそういうものだという考が公然か或いは暗黙の中に下書き書いた人の頭の中にあるのではないか、そうとしかとれないというふうに考えられるわけですね。行政の仕事をする場合と、それから立法の仕事をする場合とは、そういう學說に對するいろいろ意見は別として、一應區別されるとしても、公務員が本當に多數者に對する奉仕者であるということを實現するように、又この實現を妨げるようなことがあれば、それを防ぐいろいろな選舉方式なり、彈劾方式なりを考えて、これを法制化する、ここに政治的な活動があるのですから、そういう點において、昔はどうか知りませんが、少くとも民主的な政黨の場合、その政黨の人間はそういう面において本當に主義、政策というものをあらゆる面に貫徹することができるとか、こういう點で

一般の審判を仰がなければならぬのですから、そのことはつまり政黨に關係があるということ、或いはあつたというところは少しも人事官に妨げない。こういうふうに私は考えますが、政黨に忠實であるというふうに私は考えますが、政黨に忠實であるという場合は、どうしても色眼鏡になつて云々ということから見ますと、つまり民主主義的な政黨、今日あるような民主主義的な政黨は、基本的に言つて、一般に一部の政黨に忠實であらばある程、一部の人間、特殊の人間のために奉仕するやうな結果を必然的に招くのだ、こういう考え方が、知らず／＼基調になつておるのではないかと、こういうふうに考えられるわけですね。これは今日の問答でなく、第一回、第二回の連合委員會でも、そういう説明がありましたから、私は若しそういうような考が立案者にあつたんだとすると、そういう精神において立案されたものを審議するのは、やはり私なら私としては、特定の心構えが今まで以上に必要になつて来るのではないかと考えられるわけでありまして。殊に政黨の役員であつたという場合に、普通の場合、話は少しくないことになりませんが、或政黨の人間が閣をやつたと、それが新聞で暴かれたというふうな場合、まあ平黨員という言葉を使いますと、平黨員がどつがの閣つて閣をやつたという場合には、その政黨に對してそれ程のこととは考えません。併しながら役員がそれをやつたというふうなことになるれば、これはその政黨の側に大きな責任になるだろうと、こういうふうに考えられます。それですから、逆に言えば役員であつた者こそ、役人としての責任

において、假に人事官になつた場合には、公に大きな責任を負わなければならぬ。又公に大きな責任を負うようになり、當然見えておる。こういう事情があります。それから選舉に立候補した場合には、當然政策、合言葉、或いは約束をします。従つてそういう人が人事官その他になつた場合、そういう約束を本當に守るか守らないかというところが、實際に試められるわけですね。それですから、そういう者は當然役員でない者よりも、或いは立候補しなかつた者よりも、みずから進んで大きな責任を自分の下に負つておるものと、これはそう考へるのが極く自然だろうと考へます。そういうことを全部連ねて、それでこの間からの政府委員の説明に照し合せて考へますと、或政黨に關して、これ／＼の條件の者は人事官になれないと、併しなつてから政黨に加入することは自由だということの内面關係が十分に説明されていないのにならず、抑、政黨というものに對して、立案者の方こそ色眼鏡を以て、そしてそれはどういふ色眼鏡かという、先ず從來の日本官僚的な色眼鏡ということになるかと思ひますが、それは別として、政黨というものに對して、そういう考へを持つておられるではなからうか、今までの説明からすれば、それ以外のことにはちよつと解せない、こういうふうに考えられますので、その點をちよつとお伺ひいたします。

○政府委員(淺井清君) 先ず第一に、この第五條の人事官の資格を書きました「人格が高潔で、云々」の點でございしますが、誠に説教のように、このようなことをここに規定いたしませんでも、國會の兩院において然るべくこのようにお考え下さることは存じますけれども、何分にもこの人事官というものは、新しく初めてここに生れ出した職でございするからして、その標準を分り易くここに書くというところは、必ずしも無用でなからうかと存じます。これは立法でございまして、國會がこのように標準をお決めになるといふことに相成りまするが、私はここに文字に現わしても現わさんでも、恐らくは國會の方においても、このようにはお考へに相成ることかと存じます。ただこれは憲法にもございするけれども、今後の立法は、ややこのようなインストラクティブな規定が隨所に現われて参りますことは、選り變りの激しいときにおきましては、止むを得ることかと存じます。

次に宣誓のことに關しましては、その六條にもございするうちに、人事院規則によつて然るべく定めるつもりでございします。それからその次に第七條の退職一ヶ年の就職の禁止云々の規定でございするが、これはこの人事官在職當時、行政各部に對して大きな力を持つておられますからして、萬一の弊害を慮りましたもので、國の専門調査員等においても、國會法にややこれに類似の規定があるかと承知をいたしております。

次に最後のお尋ねの政黨のことでございますが、お説は全く御同感でございます。或いは何かと云ふことは、毛頭考へておりません。ただこの法律案の持つておられます性格といたしまして、政治と行政とはこれを正しく分離したいと、こういうことに止まるのでありまして、それ以上他意のあることとでございせん。尙最後に附け加えますが、この第五條で掲げてありますいろいろ／＼な制限、これはアメリカにおける長き経験などに倣はして、弊害のあつたことも、間々實例があつたように承知いたしております。

○政府委員(井手成三君) 今、お答が忘れられたところがありますから、私から補足いたします。人事官になる前に政黨に入つておつて惡かつたが、後ではよいのはどういふことかという點につきまして答が抜けたように思ひますが、人事官になる前に政黨に所屬しておるの、この五條の四項では一向禁止いたしておりません。役員であつた。つまり政黨において具體的に活動の顯著であるような人は困ると言つておる。或いは候補者になつたというやうな方を言つておるものでありまして、政黨に入つて所屬しておるといふことは、一向否定いたしておりません。人事官になつてから後も、政黨に所屬しておることは、これは一向に差支ありませんが、政黨の役員になりますことは、六條の二項を御覽頂きますと、「第三章第七節の規定は、人事官にこれを適用する。」とございまして、百一條のところで、「職員は、政黨その他の政治的團體の役員となることのできない。」という規定がございするから、全部あつても同じやうな體制で規定をいたしておるやうな積りでございします。

○中野重治君 一つは、第五條の全體に關して、アメリカの話が出ましたけれども、それはアメリカのいふゆる歴史の具體性によつて、そういうことになつたらうと思ひますが、日本の場合

は、これは第一回以來問題になりまして、おるのではなくて、つまり何故そういうなことを實際問題として取つておつす。六條は裁判所長官に對して宣誓す。應じて地方に事務所を置くということ

ことができるかどうか、こういう點で

員であつた者こそ、役人としての責任

なことをここに規定いたしましたんで

離したいと、こういうことに止まるの

なつたらうと思ひますが、日本の場合

は、これは第一回以來問題になりました。この官俸といふのは、勿論個々の人の善悪、差別といふことは抜きにして、一般的に言ひわけですが、この場合一般的に言つて、日本の官俸機構といふものは、つまりこういうものが出なければならぬ程非常に悪いものであつた。反國民的なものであつたのですから、これをはつきり破つて、新しく、本當に國民大多數に對する奉仕者としての役人といふものを作り上げる。この場合スポイル・システムですか、ああいうものを引いて、この間いろいろ説明されましたように、日本とアメリカの場合は現實が逆なんですから、それも一つの参考には勿論なるでしょうが、参考の場合にはその逆關係をはつきり押えて參考にして貰わないと困るのですから、私としては政黨の役員であつた。或いは政黨に關するさまざまな條件によつて人事官、或いは人事官を含めた公務員全體を拘束しようとするに對しては、反對の意見を持つておりますが、これは意見になりますから、意見のときに申述べたいと思ひます。

もう一つお聴きたいのですが、この官俸の問題は人事院規則によつて然るべく定める。こういうふうなお答があつたのですが、そういうふうなお答を成るべくして欲しくない。そういうことが日本の今破壊されなければならぬ役人達のやつて来たことなんです。私は勿論、人事院規則によつて然るべく定められるというところで、言葉としてはよく分りますが、そういうふうなつまり調査中だとか、聴き置くだとか、そういうふうなお答をねし

ておるのではなくて、つまり何故そういう宣誓をする必要があるかというところを説明して欲しい。言葉はいつでもよろしいので、何故宣誓をしなければならぬか。宣誓は何に向つてどういふことを宣誓するのか。大體のことをお話しして頂きたい。そのことを知りたいたうのが私の目的なのであつて、どういふ場合にも、これからのいふ議論がなされるのでありましようが、それは人事院規則によつて然るべく定めるといふような答をするような精神から抜け出て答をして欲しい。これは私の希望です。希望ですが、然るべく云々といふことについては、細かいことについては結構ですから、中身、基準といふようなものを一應お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(井手成三君) 先程淺井部長から答へられました人事院規則の内容でございしますが、淺井部長が非常な簡單なお答をされました、非常に誤解を生じたと思ひます。實は人事院規則を決定的に政府としては案を作つてはきてからであつて、これは人事院ができてからであることですから、少し大事を取つて答へられたのだらうと思ひます。私共の方としましては、この九十六條にも宣誓の規定があるものであります。一般職員も人事院規則の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならぬ。それでこういう目新しいような制度が出て来たわけでありまして、如何にも従前の日本の行政法を援つております私共としましては、物珍らしい規定であることは、同じような感じがいたします。従前例えは官吏は任官して何處かに行くと、その地元の神社にお詣りして何か心を新たにするよ

うなことを實際問題として取つておつたのであります。今後は新公務員法ができて、官吏が國民の公僕として、そして國權の或部分の實施の、その大きい部分小さい部分に分りませんが、何か國民の全體の公僕たる立場をはつきり自分が自覺し、これを宣誓するといふような機會を與えるといふことが非常に好ましいことだといふので、この規定が出て来たのであります。この點は先程淺井部長も言われた如く、遷り變りの非常に強い時でありまして、今までは例がありませんけれども、こういうことによつて一つ人事官、それから九十六條にもありますように國家公務員の考へ方をはつきりしたいといふようなことを目的としております。従つてその内容たるものは今御質問になりました何の目的でやるかとおつしやつたそのお答をしたわけでありまして、その内容たるものはおのずから憲法十五條の精神を必ずやばつきり書いて来る。そして後、その具體化のようものが、或いは九十六條におきましては、それの例えは警察職員、教育職員、或いは一般職員その他に應じて違つた具體的内容が多分出て来るかと思ひます。只今確定的にこういう文句になるというまではしておりませんが、憲法十五條の精神及びその具體化になつております國家公務員法の重要な事項を取上げるようになつてと思ひますが、六條九十六條で宣誓の具體的の相手方が違つたらうと思ひます。九十六條の如きものは、場合によつては自分の本屬長官に宣誓するやうな公務員も出るだらうと思ひます。それから場合によつて内閣總理大臣にやるものもあるだらうと思ひま

す。六條は裁判所長官に對して宣誓するのだと考へて規定ができております。○小野哲君 齊藤國務大臣はおいでになりませんか、私から政府委員に伺いたいと思ひます。大體齊藤國務大臣の御意見ではこの法律案は政府としては完璧のものである。こういうやうな御見解で、従つてこれ以上におゆる民主的な方法も加味するといふ餘地がないやうな御答辯があつたのであります。併し私は尙二、三の點について、政府の御所見を伺いたいと思ひます。

先ず第一は人事院の構成の問題であります。第四條によりますと、人事院を置くといふことが決められております。尙將來豫想されておる地方事務所の職員等につきましても、政令で以て決めます。こういうことになつておりますので、政府は人事院が人事官並びに事務局長及びこれに屬する職員だけで運営されるお見込でありましようか。それとも何等かの形で部局をお設けになる御意思があるかないか。この點が一つであります。若し部局をお設けになるとするならばどういふことをお考へになつておられるか。

次はこれと關連いたしました第十三條の第二項に、人事院規則によつて、地方の事務所を置くことができる。こういうことになつておりました。先程井手大長からこの内容の御説明がございしましたが、中央機關の地方における出先の機關を設けるということが、今日大きく問題になつておるのであります。尙又地方自治法との關係におきましても、或いは又國會との關係におきましても、ただ單に人事院の必要に

應じて地方に事務所を置くといふことを行つておるのではないか。かように思ふのであります。これらの法律又は國會との關係について如何なるお考を持つておられるか。この點を伺いたないのであります。

次は先程から第五條の問題が論議いたされておりますが、いろいろと立派な形容詞が使われておりました。私もかような人材でなければならぬといふことは同意でございます。ただ憲法に認められております國民の固有の權利である公務員の選定及び罷免に關しまして、第五條第一項の規定だけでは十分ではなからうか。むしろ國會において選定の發議を保留すべきものではないだらうか。これによつて内閣が任命する。こういう方式について御研究なさいましたかどうか。又罷免の問題につきましては、第八條の問題でございしますが、内閣總理大臣の辭退に基き、公選の彈劾手續により罷免を可とする決定された場合は、人事官は當然退職するものとなつております。これも憲法の原則から考へますと、やはり國會の議決によつて、かような行爲がなされるべきではなからうか、かように考へられますので、この點についての御所見を承りたいと思ひます。

も又勤務者である。こういう考え方を土臺としてありまして、特殊な點につきましては國家公務員法中にこれを織り込んであるんだ。こういうお答があつたように記憶いたすのでございませう。従ひまして一例を給與の點に取ります。給與の問題は非常に重要な事項でございませう。これをただ單に人事官會議の議決を以て決定するといふふなことは、果して如何なものでしょうか。今日官公廳の職員労働組合を結成いたしました。法律に基いた團體交渉、即ち團體協約の締結によつて勤務條件その他の確保に當つておるのでございませう。かような場合において、これらの現状と考へ合せて、この種會議がこれらの具體的内容を検討するであらうと思ひますが、何等かの形で團體協約等の關連をつけつつ審議をするという機會を設けることが必要ではないか。従つて私の考え方としては、これらの實情を十分に人事官會議が把握するために或種の諮問機關を設けまして、それらの利害關係のある者によつてこれを構成する。従つてかような重要な事項を人事官會議において議決いたします場合においては、事前にこの諮問機關の意見を徵するといふふな方法をとることが必要ではないか。かように考えられるのでありますが、この點についての御當局の御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(井手成三君) 職員の問題に關連しまして、どういふ部局を設けるだらうかという豫定があれば話してくれと言われましたが、實は今議會に臨時人事院の豫算をすでに準備をいたしまして提案することにならうと思つております。その内容については、事務局長が一人、それから事務官が二級が十名、三級十五名というやうな程度と雇員がその外に三十名というやうな程度の案を出しております。これが漸次階級制度が可能なのからやつて行くといふことになりまして、漸次仕事が増え行つて、臨時人事委員會が人事院の代りの仕事をやる場合には、大分殖えて来るだらうと思つてあります。従つて發足勿々の臨時人事委員會は、非常に部局等も簡素なものであらうと思ひますが、漸次本格的の仕事をやると、人が殖えて行くと思ひます。これと同じやうな狀況が人事院につきましても階級制が完全に適用になる場合、そのずつと手前といふところでは最後の段階にはどうなるだらうかといふことは凡そ考へておられますけれども、ここで人事院の部局としてこゝういふものができると思ひまして、最後の完全なものができてしまひまして、最初のうちは事務も随分少い。そういう場合にその組織を持つ必要もないと思へるのであります。おそろしく私共としては、最後の段階には、あとで淺井先生が最後の、大體理想として考へておると言ひますが、具體的にこゝういふやうな構想になるだらうといふやうなことは、お話願ひたいと思ひますが、恐らく發足當時には、こゝういふ必要はないので、漸次移つて行くと思ひております。

それから地方事務所であります。小野さんのお話でございませうが、この仕事は例へば地方自治法の今改正の研究があります。そこで地方部局の設置には先づ基礎的に國會の議決が要る。次に個々の設置についても議決が要る。或いはその個々の設置の大きな基準について議決が要る。それから全然要らないといふやうないろいろな段階のものが豫想されておるのでございませう。その考え方は、大體地方の民衆、國民に對しまして權限を強力に及ぼす。單に鐵道とか通信のやうないわゆる企業、これは極端にいいますと民間の企業でやつてもいい。或いは學校、これは私立でやつてもいいといふやうなもの、これは恐らく問題にならなくて、行政權を實施して行く、強制力を使つて行くといふやうなことに對して、極度に強く國會の御意向を伺うといふことになつておるだらうと思つてあります。で、この人事院の地方事務所は、大體役人になつてしまつた人の、あとの問題であります。役所の中のこととございまして、直接民衆といふ方には關係はないのであります。役所の中の内部的な仕事であります。ただ民衆と直接關係があると思ひます。試験、廣告をして試験をして行く。この問題であります。これも公務員になりたといふ人だけの問題でありまして、強制的に國民に對して警察力を實施するとか、責任をとるといふやうなことと違つておるであります。従つて私共の考へとしては、地方に事務所が置かれるといふことを豫想することをこの法律に書いて頂く程度でいいのではないかと思ひました。それで大體は先程言ひましたやうに、地方的な試験の募集とか實施とかいふことの簡単なことと、それからエリヂブル・リスト、いわゆる任用候補者名簿の地方的なものを作成、その連絡といふやうなことになるのであらうと思つております。その程度のものでありますから、この法

文の程度で、先づ行政官廳法の現在の規定、或いは今後できる地方自治法の考へ方とそゝ背馳しないと思つております。それから國會で議決をして行つたかどうか。それから任命について、それから罷免も、總理大臣の訴追でなくて、國會の方の議決にするといふこと、したかどうか。それから承りましたが、これも考へ方でありませうが、人事官は普通の何と言ひますか、最も事務の極端に純粹な事務を擔當する役人でありまして、本來ならば普通の任用に従つて、總理大臣なり、或いは閣議にかけるかも知れませんが、行政部の方で、これは任命をして行くのが普通の有様であります。併し非常に民主的な要素を入れたければならない。それから國民の代表される國會の意向を聴くといふことが必要であるといふ點を十分に尊重しようといふので、本府の立て方は、普通の事務をやる役人であるのだけれども、國民の代表の方の御意向を聴いて、任命なり、或いは彈劾の議決をやつて頂く。その邊が丁度いいところであらうといふのが原案の趣旨でございませう。それから第十二條にいろ／＼並んでおる中で、例へば給與を例に擧げられまして、その他いろ／＼の方面の専門の連中、或いは公務員のいろ／＼の階層の人を代表するやうな人達を入れた諮問機關を作つたらどうかといふ御質問でございまして、これは或いは運用して行くうちに、こゝういふ必要があり、或いはそれを職員代表だけでなくて、いろ／＼な角度の方を選んで、委員會を作るか。或いは參與、顧問といふものができますか。それは我々我々否定はいたしております。將來

そういうやうなことが非常に運営が正しいといふことになれば、これは作つて行つた方がいいと思ひます。これはいわゆるただ給與の問題について御話でございまして、現在と別に違つていないのでありまして、現在でも國の給與の制度を作ります場合に、これは普通の内閣法によりまして、各大臣が、政府提出の原案でありますれば、閣議に掛けて、さうして議會に提案するといふ運びでありまして、その前に職員代表の意見を聴けといふやうなことは書いてありません。これは事實問題として聴くといふことは勿論あつて、これは別個の問題であらうと思ひますが、……さうしてもう一つ私共の考へておりますのは、法案が出て、給與案の作成に人事院がタッチする。或いは内閣總理大臣がこれを受けて、國會に提案して行くといふ立場は、單に使用者對從業者といふことでなくて、この法案なるものは國會によつて決めて頂く。國民大衆の決定、國民全體の決定になるのであつて、政府が使用者として法案を出すのではございません。勿論さういふ角度のものもあります。が、本來は國の法則でございまして、使用者といふので法律を出すのではない。寧ろさういふ角度は從んで、主は國の規律が出て行くのだといふので、多少民間の從業員規則を作るといふ使用者の立場とは、やや違つた立場があらうと思ひておる次第であります。

○政府委員(淺井清君) 只今の説明に補足いたしまして、將來の人事院がどういふ構想になるかといふことについて申上げたいと思ひますが、これはほん

ております。その内容については、次に個々の設置についても議決が要の程度のものでありますから、この法

我は否定はいたしております。將來に申し上げたいと存じますが、これはほん

のまだ未定のものでありますから、どうぞお聞き流しの程度に願いたいと存じますが、先ず第一に職階というものを司つておられます職階局というものができるかと存じます。それから次に肥率のものを司ります人事局というものを司る任用局というものと、それから次に給與のものを司る給與局、恩給のものを司る恩給局、これもできるのじやないかと思つておられます。そういたしますと、職階、能率、任用、給與、恩給と、まあ大體この五つの局から成る構成になるのじやないかと、こういうふうにと考えておられます。

○小野哲君 只今政府委員から人事院の構成について御説明があつたのであります。この第四條に書いてある人事院は、恐らく最後の職階の人事院を豫想して書かれておられるのではないかと存じます。この法律が特に人事院に関する法律の施行は充分先のことになつておられます。それまでの暫定的な臨時人事委員会でございますが、左様なものが作られることになりまして、段階的に機構の充實を圖られて行くといふことにつきましては、十分に承知したものであります。只今の御説明に照らして、この法律案自体が豫想したとおりで、人事院は、單に職階だけの問題ではなくして、最後の職階の人事院を私共は考へつつ、やはり將來の人事院の姿を全頭置きながら、審議することは妥當であらうと思ふのであります。従ひまして今申されましたような部局が、假にできましかできませんか。よく確定的には斷言

されることが困難であらうと存じます。何かこの人事院といふものの機構といふことについて、單に職階といふことだけでなく、機構についても法律の中に何らかの規定を設けておくといふことが私は一つの行き方ではないか、かように思ふのであります。今はできないが將來はできる、將來できるときに、どうせ法律を立案されまして國會の議決を得ることになることは勿論と存じておられますが、さうな點を豫想いたしますといふと、この際はその點は明かにされておく方がよいのではないかと、かように私は考へられるのでございます。この點について取ねて政府委員のお考を拜聴いたしたいと思ひます。

尙井手次長から御話がありました。諸閣僚を設けるといふことは、行政運用の面から考へると、私もこの點同感であります。然らばこの種の諸閣僚を設けるのは人事院の運轉を目的として、この法律の中にお定めになることが必要ではないかと、特に給與の問題は、先程分析的に御説明がありまして、何つたのでもありませんが、使用對被用者の關係でなくして、國家としての立場において見ると、併しこの法律の適用を受ける公務員の側から申しますといふと、やはり給與その他の問題につきましては、直接の問題であり、そこまでの理論的な掘り下げもしないで考へる場合が多からうと私は思ふのでございます。従つて國家公務員が一般勤勞者たる立場において扱われる。ただ特殊な點についてのみ、この國家公務員法案中に盛り込まれておるといふ考へからいたしますと

いふと、これらの點につきましても、法律上何らかの措置をおとりになることが、今後の人事院の運轉の上によい結果を齎すのではなからうかと考へられますので、この點について法律の上には諸閣僚の設置に關して何らかの規定をされるような御研議をされましたか。この點を伺いたいと思ひます。

○政府委員(井手次長) この人事院の部局といふものは、恐らく最後の職階で上つた段階を考へて、この四條の職員といふよりなことも考へられて、さうして規定ができておられるのではないかと、從つてさつき井手部長が述べられたような構想があるならば、今からそれを考へてつくりたいといふことと考へておられます。私が申し上げましたのは、臨時人事委員会は或程度準備事務をやつて、さうして人事院と同じ仕事を以て、さうして人事院に引續きますときに、急に直前に昇格が上になるのではなく、名前が人事院に變更するけれども、順次なだらかに上つて行つて、さうして完全に施行されることに申します。いつ完全に施行されるかと申しますと、できるだけ早くやりたと思つておられますけれども、すべての官職に對していわゆる職階の分類が完全に済んで、それに對して適當なる給與があり、それに對して適當なる任用資格を決める。さうしてそれに必要試験を實施して行くために、人事院に引續いたそのときからではななく、人事院が發足しても或程度進んで、人事院が發足したときから、從前の制度の恩給が相當續いて、さうして選り變るというような場合で、人事院の發足したときに、理想的な人事院の部

局の段階ができるというのは、少し勿體ないのじやないかといふことを申し上げた次第であります。勿論書き方は或程度違つておるといふことを、これだけお叱りを受けるかも知れませんが、この前のように多少の變更を許すといふようなことがあるとすれば、勿論自然に合ふと思ひますが、あまり用事もないのじやないかと思ひますが、いかといふ見地から、これを書かなかつたのが一つであります。更に白狀しますと、實はこの制度を探りました。が、職階制について完全にまだ検討しておりません。これは臨時人事委員が全責任を以て、短期間に急速に仕上げなければならぬと思ひます。外國の例はありますけれども、日本の官職と可なり違つておられますから、どういふ委になつて出て来るかといふことは、百發百中できないので、今井手部長が言われましたが、大體今はさういふうなところで行くんだらうといふ程度であります。同様のことは、この諸閣僚のために、なにか參與したいものを、おののけいんだらうか、顧問みたいなのがいいんだらうか、或いは専門調査員みたいなものがあるんだらうか、或いは委員會制度がいいんだらうか、幾つ作つたらいいんだらうかといふような點までは、職階制度の實は大ざつばな方向は決めておりますけれども、研究が完全に至つておりませんので、今急速にさういふ形の委員會が、いかに早く確信がなかつた次第であります。私共は決してこれを何らかの意圖を以て、さういふものを作りたくないといふものではなくて、必要に應じたものを適當なときに作りたいといふ

いふふうに考へておられます。さういふ組織がいいといふだけの實は確信がないのが、原案に入れていない理由でございます。

○小野哲君 大體了解いたしましたのでありますが、併しこの法律案では、今直ぐできないが、將來やうに努めなければならないといふ規定が大分あるのであります。それはまあ非常に結構なことと、それによつて國會の議決によつて政府が拘束されて大いに努力をされるというところは、大いに望ましいことであるが、我々も期待はしておるのであります。先程申しましたのは、人事院に引き續がれて急になつた局ができるといふことを考へておられるのではなくして、この法律案自身に現れたものとして理想的なものであつて欲しい。それに必要な規定がこれにあるべきではないか、さういふ意味なのであります。又諸閣僚云々も、どんな形にしたがうか。參與がいいか、或いは顧問がいいか、諸閣僚委員會がいいか、これはいろいろ意見がありまして、少くとも人事院の運轉が圓滑に行くために、又採用の議決を必要とする事務ができるだけ具體的に妥當なものであるといふことを考へますといふと、あらかじめさういふような何らかの機構を設けるといふことは、これは今からでも豫想され、又これを法律の中へ入れることによつて、一般國家公務員諸君は非常に安定された氣持でこの法律案を迎えるのではないかと、さういふ一つのお望みもあつたために御質問を申上げた次第で、決して難きを強いる積りじやなくして、この

○委員長（下條康賢君） お尋がござい
ましたらどうぞ……。

C山下善信君 第十カ條の人事記録のごとでございますが、これは人事院で人事記録に關しますもの一切を管理するのでございますか。それとも又そ

れぞれの官廳の人事係の下にそれらの記録はあつて、人事院はそれを監督するといふのでございましょうか。全部の記録を人事院で管理するといふので

ございましょうか。その點を伺いたい
と思います。尙この人事記録は言うま
でもなく非常な大切なことで、悉く
これが科學的に合理的に作られて、こ

れによりましてすべてが行われて行くことになります。根本でありますか。この人事記録に記載されます事項、これは人事院規則で定めるところで

ありまするが、どういふふうにお定めになるお積りでございましょうか。言わば關係者が一方的にその記録を作るのでございまして、當該本人が

のてございしよ。な。當計本人が
ういうことが記録せられてあるといふ
ことを確かめることの機會でも與えら
れるといふことがあり得るのでござい

それからいろ／＼ございますが、他の部分は他のお方にお譲りするといいたのでございます。

しまして、第二十六條の人事主任會
といふものがあります。これはこの條
文を見ますと、關係の人事主任官が
集まるということになりますと、非常

に多数になると考えられるのでござい
ますが、人事主任官會議の運用の模様
はどういうふうになるのでございま
しょうか。人事主任というものがあ
ります。

する限りは、全部の主任が集まるので

て二十二條は「勸告」とありまして、

さいますが、この點についてどういふ

の人の決めた方針を忠實にやる。もし

も、内閣總理大臣が承認しなければ

議の記録、議事手帳というふうなもの

する限りは、全部の主任が集まるので

ございましょうか。その邊の運用の模
樣を承りたいと存じます。

○政府委員(井手成三君) 人事記録の
管理の點でございまして、管理する方
法として、直接自分の手で記録し、
そして自分の手で整理し、保管
するといふやり方、それから一定の
基準、規程を定めまして、他の者をし
てやらしめて行くといふやり方、いず
れも管理といふ言葉で私共含ました積
りであります。これは行政官廳法の第
一條あたりに各省大臣の分擔管理、
こういうことがございまして、管理と
いふ言葉を便宜に使つて直接處断する
ものあり、又一定の規格のものを、他
のものをやらしめて見張つて行つてい
るやうな部分も含めて廣く考へておりま
す。それでどうなるかと言いますと、
現在でも内閣の人事課で相當のランク
以上のものは一括してやつておりま
す。不完全なものでありますけれども、
も、それ以下のものではありますと、數
も多し、實行上困難でありますから、
それから、又地方官廳にやつて貰つて
おられます。必ずしもランク
だけでなくて、この頃は資格審査とい
うやうなことがありますから、特別の
意味においていわゆるランクの低いも
のでも中央でやつて行つてゐるものもあ
ります。今後その點は、現在とある程度變
化も知れませんが、全部變え得ない
といふことは事實でございまして、
お示しの通り各省にお願いすることが
あると思ひます。それから人事記録に
どういふことを書くのか、それには本
人が發言することを認めるか、これは
實際問題として、本人に聴いて書いた
方が正しいものが書けるというやうな
ものにつきます。もちろん心算と

思ひますが、七十二條を御覽頂きます
と、成績評定、いわゆる能率を評定す
る、この人間は勤勉であつたか、或
いはこういう事務は非常によくでき
た、能率の問題に關しまして問題がや
かましなるだらうと思ひます。そ
の能率記録と、この人事記録と一緒に
やるか、或いはそれを綜合してやるか
といふことについては、まだ確たる考
へはございせんけれども、こちらの方
の人事記録の方では、本人に聴かな
ければならぬやうな、聴かなければ本
人の何か不利益になるというやうな事項
は、あまりありませんので、履歴書と
か、特技とか、健康とかを聴いて書い
た方が正しくなるものは聴くと思ひま
すが、聴かなければならぬといふ法則
がどういふことになるかといふ御質問
であります。二十五條の一項で申上
げましたように、これは大體國家公務
員法の大精神に基いて運営され、その
根本的な考え方は先ず人事院が決め
て、そして各省、各廳で、そのアン
バランスにならないやうに實施せられ
たい。例へば勤務成績に應じて昇給し
て行くといふ場合に、或省は非常に早
いし、或省はそうでない。或いはその
判定も、低い高いといふことは非常に
アンバランスになりますから、大體運
営を一貫して行きたい。又運営の基準
をやるにしましても、いわゆる机上ブ
ランシとかやらないやうな、中央から二
階から目録といふやうなことは困る
ので、やはり第一線の實情を把握しな
ければならぬ。従つて人事官から發
する場合と人事院の受取る場合と、兩
方やると思ひます。そう大勢集つても

仕方がないといふが、二十五條で書い
てあるやうにその人を呼んで來れば、
大體その部内のことでは徹底し得るとい
うことで各省なり、各省でなくとも、
先程申しました戦災復興院、復興廳、
安定本部は相當の人員を持つており、
總理廳の人事課では片が附かないとい
ふやうなものは、選んで人事は指定す
ることになると思ひますから、非常な
数にならんと考へております。

○小野哲君 私から二、三伺いたい
と思ひますが、先ず第一は二十五條に
あります勸告であります。この勸告と
いふ文字は、この法律案では、その後
にも關係してありますが、私の伺いた
いことは人事院と關係大臣、その他の
機關の長との法律上の關係でありま
す。この法律上の關係によりまして、
この勸告の効果といふものがどうなる
かといふことが決つて來るのじやない
か。この點についての御所見を承りた
い、これが一つであります。

もう一つは二十五條との關係であり
ますが、二十五條の讀み方から考へま
すといふと、「關係大臣その他の機關
の長」、こうなつておられますので、關
係機關といふのは、それらの行政部
を指しておるのではないか、従つて二
十一條の他の機關といふものも當然
それと同じやうな、言い換へれば二十
二條の機關と同じ内容を持つておるの
ではないか。かように考へるのであり
ます。その場合に二十五條ではこの法律
に基く權限で重要でないものについて
は、人事院がこれらの機關をして行わ
しめることができる。こうなつておる
ところを見ますといふと、人事院とこ
れらの他の機關との關係は、例へば主務
大臣と從來の地方長官との關係のやう

に職權の一部を委任する、こういうふ
うなことになるのではないか。こうい
ふに考へられますので、その場合に
先程申しました二十五條の勸告の効果
といふことにも、この人事院とその他の
機關との關係が二十五條では權限を委
任しておるというふうな關係があるの
ではないかと、こう見られることが
それから二十五條で「勸告すること」が
できる」と、こうなつておられますが、
二十五條の思想からいふと勸告の効果
は相當強いものであつていいのじやな
いか。この法律上の効果をどういふ
うに考へていいた。この點の御所見を
承りたいと思ひます。

○政府委員(井手成三君) 二十五條の
「勸告」でございまして、この人事院と關
係大臣その他の行政各部の機關の長と
の間には、上下の關係はございせん。た
だこれは行政各部の中でどういふ性質
のものであるかと言へば、純粹に言へ
ば總理廳の外局であると思ひます。總
理大臣の所轄となつておられて、豫
算の編成その他一般的の所轄は總理大
臣が持つておられて、具體的の仕事
の内容については、そのことを總理
大臣が自分の内局のやうな工合に、指
揮いたしませんか、所轄という程度で
關係しておられます。他の各省との關係
では、まだ總理廳の外局であります
。その點は安定本部にしても同様で
あります。ただこの法律自体によつて
他の長との間に上下關係がなくなつて、
具體的權限を與へることは可能であり
ますから、二十五條、二十二條で具體
的の權限を與へ、これ自體において、
相手方に對して義務を負わしめたり、
いふ／＼なことが起ると思ひます。さ

で二十五條は「勸告」とありまして、こ
れに應じなければならぬかといふと、
恐らく勸告を受けなければ法律違反
するだけ努力するといふ義務はあると
思ひます。それに應じなければ法律違
反になるというやうなことはないと思
ひます。こういう勸告の言葉は從前の
立法では、今は廢めになつたが、入
省者職業保障法、入省して戻つて來た
人を復職させないときは、職業紹介所
から勸告するといふ規定もありまし
たし、必ずしも例がないわけでもあ
りません。それと同じやうに應じなけ
れば違反といふことはないが、それが勸
告が法律で決められてゐる以上は、そ
れを受けて仕事を盡して努力するとい
ふだけの義務は負わしてあります。

二十五條であります。この點の權限
のものといたしまして、事件
の公告を誰かに頼む、そのときに人事
院が必要と思ふ事項を合せて公告にの
せるといふことを、然るべくやらせて
決めてやつてくれといふことは、勿論
二十五條で起ると思ひます。この意味
で小野さんが指摘されたやうに、この
法律のこの條文によりまして、他の機
關に委任するといふ權限を與へられて
委任された以上は、その役所は委任の
義務を忠實にやらなければならぬとい
うことであると思ひます。

○山下義信君 ちよつと關連いたしま
して、一箇條質疑が落ちておりました
ので、この際伺いたいと思ひます。第
十七條の「人事院又はその指名する者
は」、云々といふことがあつたのでござ
います。人事管理の状況「人事行
政に關する事項」を調査する。非常に
廣汎なことをするやうでござい

ます。人事管理といふことと、人事行政とい

ふことと、人事行政とい

ふことと、人事行政とい

委員	勞働委員	理事
小野 哲君	小野 哲君	堀 末治君
駒井 藤平君	駒井 藤平君	小川 久義君
鈴木 憲一君	鈴木 憲一君	栗山 良夫君
伊達源一郎君	伊達源一郎君	天田 勝正君
帆足 計君	帆足 計君	千葉 信君
千田 正君	千田 正君	荒井 八郎君
		紅露 みつ君

奧	奧むめお君	國務大臣	政府委員	總理廳事務官	法制局次長	井手	成三君	淺井	清君
竹下	豐次君	齋藤	隆夫君	政調査部	公務員部長	中野	重治君	伊介君	重治君
姫井	伊介君								